

令和 8年 7月 9日

姫路市災害用トイレトレーラー運用要綱を次のように定める。

姫路市災害用トイレトレーラー運用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、姫路市（以下「市」という。）が所有する災害用トイレトレーラー（以下「トイレトレーラー」という。）の災害時及び平常時における運用並びに貸出しについて、必要な事項を定めるものとする。

(運用車両)

第2条 市が運用するトイレトレーラーは、別表のとおりとする。

(利用対象者)

第3条 トイレトレーラーのトイレを利用することができる者は、標準仕様個室にあっては女性、バリアフリー対応個室にあっては女性及び障害者、車いす利用者その他の介助を要する者（以下「障害者等」という。）とする。

(災害時の運用)

第4条 市内で大規模な災害が発生したときは、次条の出動基準に基づき、女性及び障害者等のトイレ需要が高い避難所等に配置し、安全で衛生的なトイレ環境を確保するものとする。

2 市外で大規模な災害が発生した際には、前項の規定により市内の避難所等に配置している場合を除き、次条の出動基準に基づき、被災地にトイレトレーラーを派遣し、被災地支援を行うものとする。

(出動基準)

第5条 トイレトレーラーを出動する基準は、次の各号に掲げるいずれかの事由に該当する場合とする。

- (1) 姫路市災害対策本部が出動を決定したとき。
- (2) 避難所の開設に伴い、トイレの機能が不足し、又はトイレの使用が困難となる

おそれがあるとき。

(3) 断水、停電、下水機能の低下等により衛生環境の悪化が懸念されるとき。

(4) 災害対応車両等登録規程（令和 7 年内閣府告示第 9 2 号）第 1 1 条の規定による提供の求めその他被災自治体等からの要請に基づき、派遣が必要かつ可能と判断したとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたとき。

（設置場所）

第 6 条 トイレトレーラーを設置する場所（以下「設置場所」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす場所とする。

(1) 車両進入及び車両転回が可能で、地盤が安定していること。

(2) 夜間照明及び防犯（見通し又は巡回）が確保できること。

(3) 男女別の動線及び汚物回収の動線を分離できること。

(4) 浸水、土砂災害等の二次災害リスクが低いこと。

(5) 可能な限り、避難所の生活エリアから適切な距離が確保できること。

（移動及び撤収）

第 7 条 トイレトレーラーを設置場所に移動し、及び撤収する場合は、本市職員が行うものとする。

（運営管理）

第 8 条 トイレトレーラーを設置場所に設置する期間における運営及び管理は、当該設置場所の避難所担当職員又は施設管理者その他災害等の対応に協力する団体が行うものとする。

（し尿処理）

第 9 条 トイレトレーラーの使用に係るし尿処理については、設定場所が市内の場合にあつては姫路市災害廃棄物処理計画（平成 2 0 年 3 月制定）に基づき行い、設置場所が市外の場合にあつては被災自治体等と協議の上、行うものとする。

（撤収）

第 1 0 条 トイレトレーラーの撤収は、避難所の閉鎖又は代替トイレの確保等により当該トイレトレーラーが必要でないと本市職員が認めたときに行うものとする。

2 前項の撤収は、トイレトレーラーの清掃及びし尿処理並びにトイレトレーラーの設置場所の原状回復を行った上で行うものとする。

(平常時の運用)

第11条 市長は、第4条から前条までの規定により災害時の利用に供する場合を除き、トイレトレーラーを市長が別に定める場所に配置するほか、市が主催する防災訓練に使用し、又は次条に規定する事業のために貸し出すことで、災害時のトイレの重要性を啓発することに活用するものとする。

(貸出対象事業)

第12条 トイレトレーラーの貸出しの対象となる事業（以下「貸出対象事業」という。）は、公益性があり、かつ、防災啓発に資する事業であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市が主催し、共催し、又は実行委員会として参画する事業
- (2) 地域の防災訓練
- (3) 防災イベント・防災学習会その他これらに類する事業
- (4) 障害者等の参加が見込まれる事業
- (5) おおむね1,000人以上の参加を見込む事業
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業については、貸出対象事業としない。

- (1) 主に営利を目的とする事業
- (2) 主に商品・企業の宣伝を目的とした事業
- (3) 防災啓発効果が認められない事業
- (4) 公序良俗に反する事業又はそのおそれのある事業
- (5) 特定の政治家若しくは政治団体又は宗教を援助し、若しくは助成し、又は圧迫し、若しくは干渉を加える目的を有する事業
- (6) トイレトレーラーの運搬、設置又は撤収に支障があると認める事業
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める事業

(貸出条件)

第13条 トイレトレーラーの貸出しは、貸出対象事業に使用する場合であって、次の各号に掲げる全ての要件を満たすときに限り行うものとする。

- (1) 本市職員の業務に支障がないこと。
- (2) トイレトレーラー設置場所が第6条第1号及び第2号に掲げる要件を満たすこと。
- (3) 本市職員が開庁日の午前9時から午後4時まで（市長が特に必要があると認める場合は、市長が別に指定する時間）にトイレトレーラーの運搬、設置及び撤収を行うことができること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める条件を満たすこと。

（貸出料）

第14条 トイレトレーラーの貸出料は、無料とする。ただし、消耗品、し尿処理、清掃等の原状回復に要する一切の経費は、貸出しを受けた者が負担する。

（貸出期間）

第15条 トイレトレーラーの貸出期間は、貸出対象事業が実施される期間のうち、7日以内の市長が認める期間とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

2 前項の期間には、トイレトレーラーの設置、清掃及び撤収に要する期間を含む。

（貸出申請）

第16条 トイレトレーラーの貸出しを受けようとする者は、姫路市災害用トイレトレーラー借用申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 実施計画書
- (2) 貸出対象事業の内容が記載された配布物等
- (3) 設置場所が分かる図面
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、使用開始日の1月前までに行わなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

（貸出承認）

第17条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、トイレトレーラーの貸出しの可否を決定するものとする。

2 前項の審査に当たっては、地域の防災訓練・防災イベント、障害者等の参加機会が確保されている事業を優先し、並びに本市職員による運搬、設置及び撤収に要する負担及び本市職員の業務に対する影響、設置場所の条件、日程等を総合的に勘案して決定するものとする。

3 第1項の規定による貸出しの可否の決定は、姫路市災害用トイレトレーラー貸出承認・不承認通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（貸出時の運用）

第18条 前条の規定による貸出しの承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、トイレトレーラーの使用に係る設置期間、管理方法その他トイレトレーラーの使用に必要な事項について、あらかじめ設置場所の施設管理者と協議し、その協議内容にしたがって設置し、及び使用するものとする。

（遵守事項）

第19条 使用者は、トイレトレーラーを使用するに当たり次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用者及び現場管理者は、使用前に本市職員による取扱説明を受けること。
- (2) 市と使用者が協議して定めた日時及び場所において貸出しを受け、及びこれを返却すること。
- (3) 貸出し又は返却に当たっては、本市職員の確認を受けなければならないこと。
- (4) 貸出期間中の運営管理は使用者が行い、安全・衛生管理に努めるとともに、故障・破損等の防止を図ること。
- (5) 使用後におけるし尿処理は、使用者が市の指定する業者に依頼し実施すること。

2 前項各号に掲げる事項が遵守されていない場合は、市長は使用者に対して必要な措置を命ずることができる。

（貸出承認の取消）

第20条 市長は、次の各号に掲げるいずれかに該当したときは、第17条の規定に

よる承認を取り消し、又はその貸出しを中止することができる。

- (1) 災害発生等の緊急かつやむを得ない事情により被災地に派遣する必要があるが生じたとき。
- (2) 市が使用する必要があるとき。
- (3) 使用者がこの要綱の規定に違反し、又は違反することが判明したとき。
- (4) 故障等の理由によりトイレトレーラーの貸出しをすることができなくなったとき。

2 市長は、前項の規定により承認を取り消し、又は貸出しを中止したときは、姫路市災害用トイレトレーラー貸出承認取消し通知書（様式第3号）により通知するものとする。

3 市長は、承認の取消し又は使用の中止により生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。

（損害賠償）

第21条 トイレトレーラーの使用により生じた損害の賠償は、本市が加入する損害賠償保険により行うものとする。ただし、当該損害の額が損害賠償保険により支払われる額を超える場合は、当該超える額について使用者が賠償するものとする。

2 使用者の責めに帰すべき事由によりトイレトレーラー又はその附属品に損害が生じたときは、使用者がその損害を市に賠償するものとする。

（その他）

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年7月9日から施行する。

別表（第2条関係）

区 分	愛 称	車両番号	トイレ居室数
1号車	千姫号	姫路800る962	標準仕様個室4室
2号車	督姫号	姫路800る963	標準仕様個室4室
3号車	喜代姫号	姫路800る964	標準仕様個室4室
4号車	しらさぎ号	姫路800る960	標準仕様個室2室 バリアフリー対応個室1室
5号車	カシの木号	姫路800る961	標準仕様個室2室 バリアフリー対応個室1室

備考 車両の規格は、全て長さ560cm、幅235cm、高さ351cm